

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
	(1) 提出議案について	1
	① 議案第1号 工事請負契約の締結について	1
	(2) 協議事項について	3
	① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて	3
4	その他	4
5	閉会	10

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務部長兼総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 裕 司
- ⑥ 市民生活部長兼くらし安全環境課長 小野寺 良 夫
- ⑦ 教育部長兼教育総務課長 小 瀧 新 平

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 森 山 敦
- ③ 副主幹 黒 崎 真 史

1 開 会

○議長（石井侑男） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第 363 回矢板市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれは、公私ともにご多用のところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今回市当局から提出いたします案件は、「工事請負契約の締結について」の 1 件であります。

提出に議案につきましては、教育総務課長からご説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

○議長 説明を求めます。

○教育総務課長（小瀧新平） それではご説明させていただきます。

（提出議案説明書朗読）

締結の内容につきましては、議案書 1 ページをお開き下さい。内容でございますが、1 契約の目的は、GIGA スクール構想対応電源等工事でございます

す。

2 契約の方法は、随意契約でございます。

3 契約金額は、2億1,450万円でございます。

4 契約の相手方は、栃木県矢板市針生39番地13、大進電気工事株式会社、代表取締役 菅野健二でございます。議案の説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。何かご質疑等ございませんか。

○掛下議員 GIGA スクールの金額は分かりましたが、中身の概要を教えてくださいたいのですが。

○教育総務課長 工事の概要ということで、本工事は矢板市教育委員会所管の全小中学校に対しまして、緊急時において、GIGA スクール構想に対応した ICT 機器を十分に活用できるだけの、電源等工事でございます。

具体的な工事の内容等についてですが、1つには現在調達中でございます、1人1台配布予定のタブレットを、校内で高速に活用できるようにするための LAN ケーブルや光ケーブルを、10Gbps に高速化するための配線、並びに電源工事でございます。

2つにはタブレットを盗難から守り、夜間に自動輪番方式によりできるだけ省電力で充電できる環境を提供する、タブレット充電保管庫の設置でございます。

3つには GIGA スクール構想に対応するために利用する、老朽化したネットワーク機器の更新工事でございます。

4つ目は、タブレット配備数が大幅に増加することに伴いまして、アクセスポイントの増設工事でございます。

最後に5つ目となりますが、GIGA スクール構想に対応したタブレットを安全かつスムーズに接続できるようにする、ネットワークの調整作業ござい

ます。工事の内容につきましては以上でございます。

○掛下議員 後ほどでよろしいですが、中身と金額の詳細が分かるように、データを開示して欲しいと思います。

○議長 他にありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

(2) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 説明を求めます。

○議会運営委員長（宮本妙子） 会期、議事日程及び議案の取扱いについて、ご協議申し上げます。

第363回矢板市議会臨時会の議会運営については、去る7月20日、午前10時から第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議をした結果、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

また、議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

以上のとおり、議員各位のご協賛を賜りますようお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長報告の通り、ご了承お願いいたします。

4 その他

○議長 その他について、何かございますか。

○中村議員 2件ございます。1件ずつお聞きします。

1件目ですが、過日新聞報道、及びテレビでも放映されましたが、指定廃棄物の処分についてです。

市長が県内の首長会議の際に発言された内容、また、その後の定例記者発表の翌日の新聞にも掲載されておりました。この件について、議会には何らアナウンスが無かったと認識しておりますので、その詳細について説明を求めます。

特に、報道等によりますと、焼却処分はせず、乾燥により減容化を図りましたが、最終処分はどうなるか。また、これに係る費用については、指定が解けても全て国の費用でできるのか否か。これからの協議にはなるかと思いますが、そういった所の説明を求めます。1点目は以上です。

○市長 ご質問にお答えします。指定廃棄物の内、矢板市内の6軒の農家の方が一時保管されている、農業系指定廃棄物に対するご質問かと思えます。

このことにつきまして、まず経過から申し上げたいと思えます。

一昨年平成30年11月になりますが、市長町長会議におきまして、これら農業系廃棄物につきましては、市、町の単位で、暫定保管することに合意したところでございます。

このことにつきまして、矢板市としましては、一時保管をされています6軒の農家の方全てから、暫定保管の同意を前もって頂戴したところでございます。

またその後になりますが、市内の保管農家の方からご要望をいただいております、農業系指定廃棄物の放射能濃度の再測定を、環境省が実施しまして、その結果につきましては今年の3月に公表されたところでございます。

個別の濃度がどれくらいかということは非公表となっておりますが、矢板市

内6軒が一時保管されています 15.9 t の農業系指定廃棄物の内、4軒が一時保管されている 8.4 t につきましては、指定廃棄物の指定解除が可能となる、放射能濃度 8,000 ベクレル/kg を下回ったという結果が、報告されたところでございます。

その後議員からご指摘の、6月26日の市町長会議におきまして、私の方からは、一時保管をされています農家の方に対しては、焼却処分をしないこと、市外に持ち出さないこと、この2点を条件といたしまして、また環境省に対しましては、指定廃棄物の指定解除がなされた場合であっても、技術的また予算的な支援をしていただけること、このことを条件といたしまして、農業系指定廃棄物の指定解除に向けて、環境省との協議に応じていく旨発言をしたところでございます。

なお、農業系指定廃棄物の指定解除につきましては、6月26日の会議開催に先駆けても、6軒の農家を回らせていただいた上で、4軒の 8,000 ベクレル/kg を下回った農家の内、3軒から指定解除に応じても良いというご回答をいただいた上での発言でございます。

その後の経過として申し上げますと、環境省の担当者が矢板市役所を訪れまして、6月26日の市町長会議の内容を確認した上で、更には各農家の意向を詳細に確認した上で、来月以降、具体的な指定解除に向けた協議に応じていくことで合意したところでございます。

議員お尋ねの、焼却処分をしないこと、乾燥圧縮も焼却処分以外の方法として考えられますが、このことにつきましては、暫定保管をするにあたって、まず暫定保管をするための減容化の手段として、これらが考えられます。

まず焼却処分のメリットとしては、かなりの減容化が期待できる、かさを非常に減らせるということ、また性状が安定することですが、その一方で放射能

濃度が上昇してしまうということが問題になっております。再び放射能濃度が8,000 ベクレル/kgを上回りかねないといったこともございます。

そういった中で矢板市としましては、これは保管農家の方のご意向でもございましたが、減容化の率は低くはありますが、放射能濃度がそれほど上昇しない乾燥圧縮の方法で、暫定保管を進めていくと考えておりますが、併せて、指定解除をされた元農業系指定廃棄物であっても、同様の考えから焼却処分は行わないということを、保管農家の方にお示しさせていただいたところでございます。

そして指定解除のプロセスにつきましては、先だって環境省職員が矢板市役所を訪れた際に、既存の補助事業等についての説明を受けたところでございます。また私どもの方からも、例えば移転に関する経費などを見ていただけるのかと、お尋ねさせていただいたところでございます。

これらの、環境省からどのような支援が得られるのかということが、概ね固まった段階で、農業系指定廃棄物の指定解除につきましては、一時保管している農家の方、関係する市町、環境省、3者の協議が必要になります。

まずは矢板市と環境省で条件整理を行ったうえで、一時保管の農家の方に入っていただいて、指定解除の手続きを具体的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○中村議員 支援を求めているということもわかりましたし、協議ということでこれからになるということも確認しました。

ただ1点、何度も申しましたが、最終処分、乾燥圧縮したものはおそらく8,000 ベクレル/kgを超えないことだと認識しましたが、これの最終処分はどう考えておられるのか、要するに、指定廃棄物の指定が取れて一般廃棄物となった場合に、焼却をしないということは、乾燥した情報で残っているお

そらく牧草を、最終的にはどう処分される予定なのか、お尋ねいたします。

○市長 ご指摘の通り、農業系指定廃棄物の指定が解除されたとしても、その「モノ」というのは一般廃棄物と、廃棄物であることに変わりはありません。廃棄物というのは、いずれ何らかの形で処分をしないといけないものでございます。

このことにつきましては、更に環境省と検討を重ねた上で、例えば他県の先進事例を踏まえた上で、更には農家の方のご意向を改めて確認させていただいた上で、対応をさせていただきたいと考えております。

矢板市としては、まず指定解除に応じても良いという3軒の農家の方の、具体的なお意向というのも、実は一つではなく、それぞれの方でお考えがございまして、そういった農家の方のご意向を踏まえた上で、最終的に対応をしていきたいと思っております。その結果、同じような対応になるとは、必ずしも限らないと理解しているところでございます。

○中村議員 内容については分かりました。ただ市長に、これは要望になりますが、できるだけ議会に対しても、事前又は事後に速やかに、そういった報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では2点目になりますが、過日7月1日の広報と一緒に防災ハザードマップが配布されました。中身は冊子状になっておりまして、様々な自然災害に対しての情報が満載されておりまして、非常に見やすくなっております。

非常に有効な冊子に仕上がっていると認識しておりますが、1点だけ、昨年矢板市も、自然災害が少ないとはいえ、中川の堤防の決壊で浸水がありました。

それで、そこをまず見たら、何の色も塗られていないということでございます。昨年の水害等で、当局との公式非公式のやり取りの中での、私の認識

では、矢板市においては以前から大きな川ということで、箒川が対象でした。ただし、国、県の中小河川についても、これから想定されることから、矢板市もこれからは中小河川についても進めていきますとの話でございました。

その結果、これが出来上がったものと認識しておりますが、中川がこれに入っていない、箒川、鬼怒川、内川は有りますが、残りは入っていないという状況にあります。

これが何故かということと、今後どのように対応を考えておられるのか、お伺いいたします。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） 今回のハザードマップ見直しにおきまして、議員がおっしゃったように、箒川が以前から入っていましたが、一部鬼怒川水系の影響を受ける荒川が追加されまして、それと那珂川水系の内川が追加されました。

その他に、矢板寺山ダム、西荒川ダム、塩原ダムの下流域ということで、浸水想定区域も県から情報をいただきまして、掲載しました。

3月31日現在でそのような形となっておりますが、ご質問にありました中川につきましては、既に県が予算化し、浸水想定区域の策定を行っているところですので、その結果を持ちまして、将来ハザードマップに追加していきたいと思っております。

今後の中小河川等につきましては、やはり市が行うのはなかなか難しいこともございますので、県への要望を行い、危険な河川についてはお願いしていきたいと思っております。

○中村議員 せっかく良いものができて、当然ながら保存版として長く使うという中で、中川は認識はあったけれど、県からの情報がなかったのでこれから対応するという事は、別の地図を用意するとか、新たに更新し冊子を刷

るとかになりますので、当然ながら費用がかかるので、そういったことがないように進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 他にありませんか。

○掛下議員 放射能の処分の質問ですが、6軒あるうちの3軒が対応するということですが、残りの3軒はどのように対応するのでしょうか。

○市長 先程答弁を申し上げた通りでございますが、6軒の農家の内4軒の農家は、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを下回ったと申し上げました。

ということは、2軒の農家については、残念ながら放射能濃度は8,000ベクレル/kgを下回らなかったということでございますので、引き続き、保管されている農家の方が指定解除したいと申されたとしても、これはできないということになります。

そして8,000ベクレル/kgを下回った4軒の農家の内、1軒の農家につきましては、下回ったけれども指定廃棄物として、国が責任をもって保管していただきたいというご意向でございました。

訂正させていただきたいと思えます。6軒の農家が現在、矢板市内で農業系指定廃棄物の一時保管をされています。その内、1軒の農家につきましては、稲わらと牧草という2種類を保管しており、片方は8,000ベクレル/kgを下回り、もう一方は依然として上回っていることです。

改めて申し上げたいと思えますが、8,000ベクレル/kgを上回っている農家は3軒ございます。内1軒は、8,000ベクレル/kgを下回っている農業系指定廃棄物も保管されており、下回っているものについては指定解除に応じてよいというご回答をいただいております。

そこが数が合わない所でございますが、このようなことでご理解いただけ

ばと思います。

いずれにせよ、8,000 ベクレル/kgを上回っている以上は、保管農家の方が指定解除を要望された場合であっても、法令上の制約がございまして、指定解除はできない、私たちも協議には応じられないということでございます。

○議長 他にありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上を持ちまして、本日の全員協議会を閉会いたします。 (10:30)